

幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域支援課及び衛生課職員衛生委員会要綱

（設置）

第1条 幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、安全管理及び衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則第9条の規定にもとづき、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項を調査審議し、区長に意見を述べるとともに市長へ報告するものとする。

- （1）職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- （2）労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止に関する重要事項

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以上で組織する。

2 委員長は、川崎市保健所幸支所長をもって充てる。

3 委員の半数は幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び衛生課の職員が属する労働組合の推薦したものとする。

（委員の任期）

第 4 条 委員会の委員の任期は、川崎市職員の現在職の在任中とする。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第 6 条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の 3 分の 1 以上の請求があるとき、委員長がこれを召集する。

(定足数)

第 7 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(参考人の出席)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、地域支援課と衛生課をもって充てる。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項については、委員長は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。